

## 平成 28 年度以降の復旧・復興事業について

〔平成 27 年 6 月 24 日〕  
〔復興推進会議決定〕

## 1. 基本的な考え方

東日本大震災の発災から 4 年 3 か月が経過し、これまで累次にわたり講じてきた加速化措置<sup>1</sup>などの復興加速化のための施策の結果、特に地震・津波被災地を中心として、復興は着実に進展している。復興交付金事業計画がある 85 市町村(避難指示等の対象である 12 市町村を除く。)のうち、少なくとも住まいの確保に関する事業が平成 27 年度までに全て完了予定としている市町村が 64 となっているなど、復旧・復興事業の完了に向けた見通しが立ちつつあり、復興は新たなステージを迎えている。

平成 28 年度以降においては、復興期間 10 年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、現在の取組を着実に進め、必要な支援を確実に実施することを基本とする。他方、原子力事故災害被災地域においては、避難指示の影響等により長期の事業が予想されるので、10 年以内の復興完了は難しい状況にある。復旧から本格復興・再生の段階に向けて、国が前面に立って引き続き取り組むものとする。

また、特に地震・津波被災地を中心に事業完了に向けた見通しが立ちつつあることを踏まえ、事業完了後の被災地の社会経済の姿を見据えて、平成 28 年度以降の復興支援については、被災地の「自立」につながるものとしていく必要がある。復興の新たなステージにおいて、日本の再生と成長を牽引し、地方創生のモデルとなることを目指すこととする。

そのために、まずは住宅再建を加速させ、恒久住宅の確保に取り組む。その上で、災害公営住宅でのコミュニティづくりや長期避難者の心身のケアといった被災者へのきめ細やかな支援をはじめとして、復興のステージの進展に応じて生じる課題に、的確に対応していくものとする。加えて、産業・生業の再生を進めるため、官民の連携を一層強化し、取り組むものとする。

また、復興事業は地域住民の将来のまちづくりであるとともに、その財源は国民の幅広い負担に基づくものであることも踏まえ、国民、地域

<sup>1</sup> 復興大臣の下に関係省庁の局長級で構成するタスクフォースを設置し、5 度にわたり 100 近い加速化措置等を実施。

住民に対する説明責任と透明性が確保されるものとする。

## 2. 復興期間

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部）において、復興期間を 10 年としている。平成 28 年度からの 5 年間については、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から、「復興・創生期間」と位置付けることとする。

## 3. 各分野における今後の取組み

### （1）被災者支援（健康・生活支援）

引き続き、復興のステージに応じて、「心」、「体」、「絆」に係る多様な課題にしっかり対応していく必要がある。50 の対策からなる被災者支援（健康・生活支援）総合対策を着実に推進する。

まずは、今後とも住宅再建を急ぎ、被災者の本格住宅への移転を促進するとともに、見守りや生きがいづくりといった仮設住宅での心と体の健康についての支援を行うなど、長期化する避難生活への心身の支援を継続する。また、災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援を行いつつ、仮設住宅の集約撤去についての情報提供に努める。

これまで緊急雇用の枠組みの中で実施してきた、見守りや避難指示区域内の警備等、不可欠なものについては、別の形での支援を継続する。

### （2）公共インフラの復旧

今後は、残事業を着実に実施するとともに、現地での課題に対し、引き続き、きめ細かな実務支援を実施する。

### （3）住宅再建・復興まちづくり

残事業を着実に実施し、一刻も早く、被災者に恒久住宅に移っていただくことに取り組み、現地での課題に対し、引き続き、復興庁職員が現地に入るなど、きめ細かな実務支援を実施する。また、復興交付金効果促進事業の活用の促進により、地域の課題への対応を推進する。

また、被災者による住宅の自力再建を後押しするため、各種住宅支援施策を着実に推進し、その充実や弾力的な運用に努める。

#### (4) 産業・生業の再生

施設・設備が復旧したにもかかわらず、売り上げが戻らない業種がある。このため、販路開拓や人材・ノウハウの提供、商品開発等を官民連携で支援するとともに、引き続き二重ローン対策等に取り組む。産業復興創造戦略に基づき、復興庁のみならず政府全体の施策を活用し、一丸となって産業復興を推進する。

#### (5) 原子力事故災害からの復興・再生

廃炉・汚染水対策を着実に進めるとともに、除染、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進、放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進める。風評被害対策を着実に実施する。また、原子力損害への適切な賠償を進める。

本年6月12日に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂に基づき、避難指示解除の推進とともに、改正福島復興再生特別措置法や福島再生加速化交付金などの活用により復興再生拠点の整備、生活再開に必要な環境整備など住民の帰還促進等に向けた取組みを加速する。また、事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組を充実する。加えて避難指示の出た12市町村の将来像を、福島イノベーション・コースト構想の検討の成果も踏まえつつ、中長期かつ広域的な観点から平成27年夏までにとりまとめる。

#### (6) 「新しい東北」の創造

今後の復興においては、産業、生業の再生やコミュニティの形成等が大きな課題であることから、「先導モデル事業」で蓄積したノウハウ等を活かし、横展開していくことが重要であり、官のみならずNPO、企業など多様な主体が今まで以上に連携し、地方創生の施策も十分に活用しつつ、持続可能な地域社会を作り上げていく必要がある。

#### (7) その他の支援

##### (ア) 復興特区制度

今後も、まちづくりや産業・生業の再生の動きが続くことから、引き続き、復興特区制度の活用が見込まれる。被災地の課題解決に向け、計画策定の支援等に努める。(別紙2に詳述)

##### (イ) 自治体支援

財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別

交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、後述の5. のとおり支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

また、復興事業がピークを迎えていることから、被災地の状況や被災自治体の要望を踏まえつつ、引き続き全国自治体からの人的支援の充実等に取り組むとともに、被災自治体における任期付職員の採用も更に促進することが必要である。このため、任期付職員及び応援職員への支援については、引き続き全額国費で支援する。

#### 4. 平成28年度以降に実施する復旧・復興事業

平成28年度以降の復旧・復興事業について、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化する観点から、以下のとおり整理することとする。

##### (1) 復興特会で実施する事業

###### ① 被災者支援

- ・ 応急仮設住宅、被災者の心のケア、見守りやコミュニティ形成支援など被災者の生活再建等の支援に必要な事業

###### ② 災害復旧事業等

- ・ 災害廃棄物処理事業や公共土木施設等の災害復旧に必要な事業

###### ③ 原子力事故災害特有の課題に対応する事業

- ・ 放射性物質により汚染された土壌等の除染、中間貯蔵施設の整備や放射性物質汚染廃棄物処理に必要な事業
- ・ 長期避難者等への支援、早期帰還の支援、避難指示区域の荒廃抑制等に必要な事業
- ・ 避難指示区域等における医療保険制度等の特別措置に必要な事業
- ・ 環境放射線測定や環境モニタリング調査に必要な事業
- ・ 農林水産物等の風評被害対策に必要な事業 等

###### ④ 東日本大震災復興交付金（同交付金の成果、今後の取組については、別紙1に詳述）

###### ⑤ その他被災地の課題に対応する事業

- ・ 復興に資する公共事業等

- ・ 被災した中小企業等に対して行う低利融資等に必要な事業
- ・ 業績が悪化している被災事業者等の再生支援などに必要な事業
- ・ 調査・研究については、その成果が早期に発現し被災地の復興につながる事業 等

(2) 一般会計等に対応する事業

- ・ 一般会計等の国の既存施策で同種の事業を実施しているもの
- ・ 被災地以外でも等しく課題となっている事業 等

(3) 平成 27 年度限りで終了する事業

- ・ 事業目的・目標を達成した事業
- ・ 緊急性、必要性がなくなった事業
- ・ 全国防災事業 等

## 5. 復旧・復興事業の自治体負担について

### (1) 基本的な考え方

集中復興期間においては、まち全体が壊滅的な打撃を受け、また、比較的財政力が低く、膨大な復興事業を実施していく際に、十分な財源がないと見込まれる被災自治体が多かったことを踏まえ、実質的な地方負担をゼロとする異例の措置を講じてきた。一刻も早い被災地の復旧・復興、原子力事故災害被災地域の再生を成し遂げるため、復興の基幹的事业や原子力事故災害に由来する復興事業については、これまでと同様、震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとする。

また、単独災害復旧費、職員派遣に要する経費などの復旧・復興に係る地方単独事業の実施に要する経費や地方税等の減収補てんについては、基本的に、引き続き震災復興特別交付税による措置を継続し、被災自治体の実質的な負担をゼロとする。

一方、復興財源が国民に広く負担を求めるものであることや、復興の新たなステージにおいて、被災自治体の「自立」につなげていく観点から、復興事業と整理されるものでも、地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業については、被災自治体においても一定の負担を行うものとする。被災自治体が負担する程度については、被災自治体の財政状況等も踏まえ、通常の災害時の復興事業における負担の程度と比べて十分に軽減されたものとし、被災自治体の財政負担に十分配慮する。

## (2) 対象事業

自治体負担の対象事業は以下のとおりとする。

- ・ 道路整備事業（直轄・補助）
- ・ 港湾整備事業（直轄・補助）
- ・ 社会資本整備総合交付金（復興）
- ・ 水産基盤整備事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金
- ・ 循環型社会形成推進交付金
- ・ 河川整備事業
- ・ 東日本大震災農業生産対策交付金
- ・ 農村地域復興再生基盤総合整備事業
- ・ 被災海域における種苗放流支援事業
- ・ 交通安全施設等整備事業
- ・ 地籍調査費負担金
- ・ 東日本大震災復興交付金（効果促進事業）

(注) 以下の事業は対象としない。

- ・ 道路整備事業のうち三陸沿岸道路整備事業、相馬福島道路整備事業
- ・ 避難指示等の対象である12市町村内で実施する事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金により市町村が実施する防潮堤整備事業
- ・ 循環型社会形成推進交付金により実施する事業のうち、原子力事故災害に由来して実施するもの（いわき市が該当）

## (3) 自治体負担の水準等

事業費のうち、国庫補助金等を除いた地方負担の95%を震災復興特別交付税により措置し、県及び市町村の実質的な負担は地方負担の5%とする。これは各対象事業の事業費の1～3%程度である。

また、被災自治体の実質的な負担額について、被災自治体から要望がある場合は、適債経費について資金手当のための地方債の発行を認めることとする。

## 6. 事業規模と財源の確保

被災地が安心して復興事業に取り組むことができるよう、復興を更に加速させるため、以下により、復興・創生期間5年間の財源を予め確保する。

### (1) 事業規模

集中復興期間における復興事業費は、平成26年度における復興事業の執行状況を踏まえると、平成27年度予算までにおいて25.5兆円程度(国・地方合計(公費分))となる見込みであり<sup>2</sup>、復興・創生期間における復興事業費の見込み6.5兆円程度を踏まえると、復興期間10年間における復興事業費は合計で32兆円程度<sup>3</sup>と見込まれる。復興・創生期間における各年度の事業規模<sup>4</sup>の管理を適切に行い精度の高い予算とすることで、この復興事業費により確実に復興を進めることとする。

### (2) 財源

これまで計上した復興財源(26.3兆円)については、実績等を踏まえると28.8兆円<sup>5</sup>程度の収入となると見込まれており、これに加え、下記の取組により合計で最大3.2兆円程度を確保することにより、復興・創生期間を含む復興期間10年間の復興財源32兆円程度を確保する。

- ① 財政投融资特別会計財政融資資金勘定における平成27年度までの積立金の活用、同特別会計投資勘定からの受入れなど国の保有する資産の有効活用等による税外収入(決算剰余金を除く)の確保 0.8兆円程度
- ② 一般会計からの繰入れ 2.4兆円程度<sup>6</sup>

なお、復興財源の確保と一般会計の財源の確保が相互に密接な関連を有

---

<sup>2</sup> 平成23年度から平成25年度までについては決算、平成26年度については決算見込み、平成27年度については予算による。

<sup>3</sup> 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成23年法律第94号)に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まれていない。

<sup>4</sup> 復興・創生期間の各年度における事業規模は、平成28年度2.0兆円程度、平成29年度1.6兆円程度、平成30年度1.2兆円程度、平成31年度0.9兆円程度、平成32年度0.8兆円程度と試算している。

<sup>5</sup> 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)附則第13条及び第14条の規定を踏まえ復興債の償還財源として追加された日本郵政株式会社の株式の売却収入として見込まれる4兆円程度を含む。

<sup>6</sup> 一般会計における歳出削減及び決算剰余金の活用により必要額を確保する(①により確保されるものを除く)。

することに鑑み、財政健全化を図るための施策との整合性に配慮しつつ、復興事業費に必要な財源の確保を適切に行うものとする。

復興・創生期間における復興事業費を賙うための一時的なつなぎとして、同期間における復興債の発行を可能とする。当該期間に発行される復興債を含め、復興期間に発行された復興債については、上記の財源等を償還財源とし、平成 49 年度までに償還するものとする。

## 7. その他

東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部）については、本決定で示した基本的な枠組みをもとに、平成 27 年度末までに更に必要な見直しを行っていくこととする。

別紙 1 復興交付金の成果と残された課題

別紙 2 復興特区制度の活用状況等（復興推進計画、復興整備計画）